

政社発0421第2号
平成27年4月21日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省政策統括官
(公印省略)

平成27年度（平成26年度からの繰越分）社会保障・税番号制度
システム整備事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「平成27年度（平成26年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、通知する。

各都道府県知事におかれては、管内市町村等への周知を図るとともに、本事業の円滑な実施に御配慮いただくようお願いする。

別紙

平成 27 年度（平成 26 年度からの繰越分）社会保障・税番号制度 システム整備事業実施要綱

1 目的

本事業は、社会保障・税番号制度の導入に必要な都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含み、後期高齢者医療広域連合を除く。以下同じ。）の社会保障関係システムの整備を行い、同制度の円滑な施行に資することを目的とする。

2 実施主体

都道府県及び市町村

3 事業内容

(1) 一般分

① 都道府県事業

社会保障・税番号制度の導入に必要な都道府県の生活保護システム、障害者福祉システム（特別児童扶養手当に係る部分を除く。）、児童福祉システム及び健康管理システム改修におけるシステム設計、プログラム開発及び単体テスト等を行う。

② 市町村事業

社会保障・税番号制度の導入に必要な市町村の生活保護システム、障害者福祉システム（特別児童扶養手当に係る部分を除く。）、児童福祉システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム及び健康管理システム改修におけるシステム設計、プログラム開発及び単体テスト等を行う。

(2) 国民年金・特別児童扶養手当分

① 都道府県事業

社会保障・税番号制度の導入に必要な都道府県の障害者福祉システム（特別児童扶養手当に係る部分に限る。）改修におけるシステム設計、プログラム開発及び単体テスト等を行う。

② 市町村事業

社会保障・税番号制度の導入に必要な市町村の国民年金システム及び障害者福祉システム（特別児童扶養手当に係る部分に限る。）改修におけるシステム設計、プログラム開発及び単体テスト等を行う。

4 経費の補助

本事業の実施に要する経費については、別に通知する「平成 27 年度（平成 26 年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費の国庫補助について」（平成 27 年 4 月 21 日厚生労働省発政 0 4 2 1 第 2 号。厚生労働事務次官通知）の別紙「平成 27 年度（平成 26 年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱」により、予算の範囲内で補助するものとする。